

令和4年度名古屋市教育委員会第30号議案

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正内容

(1) 組織及び分掌事務の変更

研究調査部の免許状更新講習に関する事務を廃止し、学校情報化支援部を廃止します。

(2) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例

再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り等について、原則外勤務とする職員を定める規定の整備を行います。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和5年3月24日提出 総務部総務課)



名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「学校情報化支援部
事務係」を削り、同条第 2 項研修部の項第 1 号
中「、学校情報化支援部」を削り、同項研究調査部の項第 1 号及び第 2 号中「
学校情報化支援部及び」を削り、同部の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号と
し、同項学校情報化支援部の項を削る。

別表第 1 中

「

教員免許状更新講習の企画、運営及び指導に関する主任の業務に従事する者	A	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。		
		1日について午前9時から正		

	C	午までの間において3時間とする。		
教員免許状更新講習の企画、運営及び指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。		
	C	1日について午前9時から正午までの間において3時間とする。		

を

教職員研修コンテンツの作成、整備、運営及び研修補助に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。		

に改め、

情報教育の推進に関する事項の検討、情報収集、調査研究、指導及び助言に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		

を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(組織) 第2条 センターに次の組織を置く。 総務課 (略) 研修部 研究調査部 教育相談部 2 部、課及び係の分掌事務並びに主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(7) (略) 研修部 (略) (1) 教職員の研修の実施（研究調査部及び教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。 (2) (略) 研究調査部 (1) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究（教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。	(組織) 第2条 センターに次の組織を置く。 総務課 (略) 研修部 研究調査部 <u>学校情報化支援部</u> <u>事務係</u> 教育相談部 2 部、課及び係の分掌事務並びに主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(7) (略) 研修部 (略) (1) 教職員の研修の実施（研究調査部、<u>学校情報化支援部</u>及び教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。 (2) (略) 研究調査部 (1) 教育に関する専門的及び技術的な調査研究（<u>学校情報化支援部</u>及び教育相談部の主管に属するものを除く。）

(2) 教育資料の作成、収集及び提供（教育相談部の主管に属するものを除く。）に関すること。 (3)～(4) （略） <u>(5)</u> （略） 教育相談部 （略）	に関すること。 (2) 教育資料の作成、収集及び提供（<u>学校情報化支援部及び教育相談部の主管に属するものを除く。</u>）に関すること。 (3)～(4) （略） <u>(5) 免許状更新講習に関すること。</u> <u>(6) （略）</u> <u>学校情報化支援部</u> <u>事務係</u> <u>(1) 学校における情報化の推進に関する企画並びに専門的及び技術的な調査研究に関すること。</u> <u>(2) 学校における情報化の推進に関する資料の作成、収集及び提供に関すること。</u> <u>(3) 情報教育等に関する研修の実施に関すること。</u> <u>(4) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。</u> 教育相談部 （略）
--	---